

Press Release

2022年5月20日

各 位

会 社 名 愛知電機株式会社
代 表 者 代表取締役社長 小林 和郎
(コード番号 6623 名証プレミア)
問合せ先 取締役管理本部長 横手 幸成
TEL 0568-31-1111

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月20日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月29日開催予定の第113期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されます。これに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、この制度に備えるため、以下のとおり所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、つぎのとおりであります。

(下線は、変更部分を示す。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第18条 (省 略) <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	第1条～第18条 (現行どおり) (削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第 20 条～第 44 条 (省 略)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第 19 条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第 20 条～第 44 条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p><u>第 1 条</u> 定款第 19 条の変更は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</p> <p><u>第 2 条</u> 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 19 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。</p> <p><u>第 3 条</u> 本附則は、施行日から 6 ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022 年 6 月 29 日
定款変更の効力発生日 2022 年 6 月 29 日

4. 本件に関する問合せ先

愛知電機株式会社 管理本部 総務部 総務グループ (担当：森田)
電話：0568-35-1121

以 上